

令和7年度柏市地域包括支援センター運営方針（案）

1 基本的運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの推進

柏市は、第9期柏市高齢者いきいきプラン21において、「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすまち 柏」を基本理念とし、これまで取り組んできた「在宅医療・介護多職種連携推進事業」、「フレイル予防推進事業」、「生活支援体制整備事業」等で培った知見をもとに、医療・介護・生活支援等を担う多様な主体が連携を図り、地域住民が安心して暮らせる環境を整え、生活を支えるとともに、一人ひとりが持てる能力を活かして地域を支えるまちづくりを目指している。

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムにおける中核機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、地域包括ケアの推進に努めるものとする。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。

そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。

(3) 事業評価を通じた機能強化

今後、高齢者がますます増加していくなか、地域包括支援センターが適切に機能していくためには、センターごとに業務の状況を明らかにし、機能強化を図る必要がある。このため、人員体制や業務の状況を地域包括支援センター運営協議会等を通して定期的に把握・評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図ることとする。

(4) 公正性及び中立性の確保

地域包括支援センターが行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とする。

## 2 地域包括支援センターの業務実施方針

### (1) 介護予防ケアマネジメント業務

介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを通して、自立した生活が継続するよう支援するものとする。また、基本チェックリスト等により介護予防が必要な高齢者の把握に努める。

#### < 取組みの視点 >

- 自立支援に向けた課題整理・目標設定・目標達成のための具体策を利用者と共有する。
- 利用者の主体的な取組みを引き出す工夫を図る。
- 当事者だけでなく、地域への啓発や資源開発、体制整備に向けた調整などにも同時に取り組む。
- 生活支援体制整備事業を有効活用する。

### (2) 介護予防業務

地域住民が主体の通いの場・サロンをはじめ、地域の多様な関係者・組織と連携を図りながら、高齢者自身が主体的・継続的に取り組むことができるよう、地域ぐるみでのフレイル予防活動の推進を図る。また、フレイルリスクや要介護リスクの高い高齢者への具体的かつ適切な支援に努める。

#### < 取組みの視点 >

- フレイルチェック講座の実施により、広く啓発を行うとともに、要介護リスク・フレイルリスクの高い者への支援を、多職種連携により進める。
- 介護関連データ（JAGES データ，KDB データ，介護保険データ）を活用し、地域診断に基づく対策を講じる。

- 既存の活動団体への支援と合わせて、不足する資源の開発などにも取り組む。
- 認知症の早期発見・早期対応につなげる周知・啓発を行う。

### (3) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の身近な相談窓口としての機能を果たすものとする。また、高齢者に対する支援のみならず、複合的な課題を抱える世帯等への包括的な支援体制（重層的支援体制）の一端を担う。

#### < 取り組みの視点 >

- 様々な相談におけるそれぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスにつなぐとともに、継続的にフォローするため、地域の状況や課題の把握を行う。
- 包括的・継続的な支援の入り口となるワンストップサービス拠点機能を果たす。
- 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制を構築する支援者の一員として、障害福祉分野や生活困窮分野等の各専門支援機関との円滑な連携を図る。
- 地域包括支援センターの周知を行う。

### (4) 権利擁護業務

地域住民・民生委員・介護支援専門員等の見守り支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、尊厳をもって安心した生活が送れるよう、関係機関のネットワークにより、専門的・継続的な視点から必要な支援を行うことを目的とする。

#### < 取り組みの視点 >

- 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の積極的な活用を図る。
- 虐待の早期発見・早期対応に努める。
- 複合的な課題に適切に対応するため、関係機関との連携体

制の充実を図る。

#### (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻害する複合的な課題を解決し、必要な介護サービスや社会資源の活用等、介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築する等、ケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。

##### < 取組みの視点 >

- 施策の方向性や介護支援専門員のニーズを把握した上で、必要な研修を行う。
- 地域内での他機関及び多職種連携を進めることで、包括的・継続的なケアを実現できるケアマネジメントが提供される環境を構築する。

#### (6) 生活支援体制整備事業

地域ケア会議や総合相談支援等より、地域課題を把握し、地域関係者、多様な関係者と連携を図りながら、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを進める。

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を参考に、介護予防ケアマネジメント業務や総合相談支援等より、高齢者の個別ニーズを把握し、生活支援コーディネーターと連携して地域資源とのマッチングを目指す。

##### < 取組みの視点 >

- 地域ケア会議や相談支援等で把握した地域課題を社会福祉協議会、地域支えあい推進員等地域関係者と共有し、地域資源の整理を行う。
- 既存の活動団体への支援と合わせて、地域関係者、NPO・民間事業者と連携し不足する資源の開発にも取り組む。
- 地域分析による地域課題と併せて、個別支援（自立支援）を起点にした考え方を基に、ニーズに合った支援を行う。

(7) 認知症総合支援事業，認知症高齢者見守り事業，認知症サポーター等養成事業

認知症になっても，住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けることができるよう，認知症地域支援推進員を中心に，認知症理解の推進や居場所づくり，相談支援体制の強化を図る。

＜取組みの視点＞

- かしわオレンジフレンズや地域内の店舗等と協力し，認知症のかたの見守り体制を構築する。
- 認知症のかたや家族の居場所としてカフェを主催するとともに，既存の資源での受け入れや新しい資源開発に取り組む。
- 若年者も含め，認知症についての相談先としての認知度を高めるよう，周知を行う。

(8) 地域ケア会議推進事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため，保健・医療・福祉の専門職，民生委員等の地域関係者，課題解決のための助言者等により構成される地域ケア会議を開催する。会議は個別ケースの課題解決に向けた検討のほか，個別ケースの検討により抽出された地域課題について，地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討を行う。また，介護予防個別会議等を通じて，自立に向けた介護予防ケアマネジメントを推進する。

＜取組みの視点＞

- 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより，高齢者の課題解決の支援及び自立に向けたケアマネジメントを支援し，関係機関とのネットワークを構築する。
- 個別ケースの課題分析を積み重ねることにより，地域に共通した課題を発見する。
- 個別ケースの積み重ねから得られた地域課題について，関係機関と共有し，地域で必要な資源の開発や取組みを明らかにし，政策を立案・提言していく。

### 3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業

担当圏域における日常生活圏域データや高齢者一般調査（健康とくらしの調査）等から地域特性を把握する。さらに総合相談支援や各事業で収集したデータの分析を行い、地域課題の抽出を行う。抽出した地域課題は地域ケア会議等で住民等と共有しつつ解決に向けて検討を行い、その対応策を重点活動として事業計画に位置づけ、具体的な取組内容を明確にして計画的に推進することとする。

### 4 市及び他の地域包括支援センターとの連携

市は高齢化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等により増大する地域包括支援センターの業務負担の軽減に配慮しつつ、センターが効果的な業務を実施し、地域における地域包括ケアの中核機関として期待される役割を発揮できるよう、適切に連携を図る必要がある。

「第9期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及びセンター業務の適切な運営を図るとともに、柏市とセンターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的で開催するものとする。

(1) 地域包括支援センター長会議

(2) 専門職連携会議

ア 医療職会議

イ 社会福祉士会議

ウ 主任介護支援専門員会議

エ 認知症地域支援推進員会議

(3) 地域包括支援センター連携会議

＜各会議の位置づけ＞

○地域包括支援センター長会議

地域包括支援センターの運営に関し、柏市からの情報提供、課題等を協議、意見交換する。

また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有を図る。

○医療職会議

保健師・看護師により，フレイル予防事業の推進を目的とした事項に関する統一的な事務処理や改善策等を協議，意見交換する。

○社会福祉士会議

社会福祉士により，高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議，意見交換する。

○主任介護支援専門員会議

主任介護支援専門員により，包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議に関する統一的な事務処理や改善策等を協議，意見交換する。

○認知症地域支援推進員会議

認知症地域支援推進員により，認知症施策の推進を目的とした事項に関する統一的な事務処理や改善策等を協議，意見交換する。

○地域包括支援センター連携会議

地域包括支援センターの各事業の実施状況や計画の達成状況を把握するとともに，課題の解決等を図ることを目的に，市職員が地域包括支援センター長等と実施する。